

### 3. 国力の源泉としての知的財産創出力の強化

#### <キーワード>

先端(重点)技術分野(戦略的重点化、少子高齢化社会、低炭素経済)、基礎研究、出口戦略、情報、地域、中小企業、知財の調達、人材、総合プロデュース機能、産学官相互理解、全国総合知財戦略相談窓口、理科離れ防止、日本の強み強化、国家イノベーション戦略となる技術戦略との連動、新規なビジネスモデルの創出

#### <基本認識>

国力の源泉としての知的財産創出力のさらなる強化のためには、

- ① 基本特許を生み出すことの多い大学等における知的財産創出力及びその活用を意識した取組みを強化すること、
- ② 先端技術(革新的技術)に関する知的財産戦略の強化を行うこと、
- ③ 地域における知的財産活動を活性化させること、等が重要である。

#### 3-1 大学等 (TLO も含む) を対象とする施策

#### <基本認識>

大学等における知的財産体制については、平成 15 年度からの大学知的財産本部整備事業により、整備等が順調に行われてきており、平成 20 年度から開始された産学官連携戦略展開事業により主体的かつ多様な知的財産活動の取組みも始まっている。基本特許を生み出すことの多い大学等においては、特に知的財産の創造の場である研究開発現場における実態も的確に把握した上で、今後とも様々な普及啓発や適切な支援により、独自でもしくは共同で知的財産戦略が十分に策定及び実践できるようになっていくことが必要である。

また、大学等で創出される革新的技術に関しても、知的財産権の数のみを追求するのではなくその活用、すなわち出口を見据えた真に必要な質の高い知的財産権を海外も含めて獲得するように推進されるべきである。

#### ○参考意見

- 大学TLOや知財本部でこれまで知財戦略、知財問題に対応しているが、それでも例えば地域の大学等、地方自治体及び中小企業の知財戦略に対する支援がまだまだ必要であり、いろいろな科学技術分野でいろいろな知財が出てくる、相当今までにない対応をしなければならないときに、政府のお金を使って全国的な知財戦略相談窓口(相談機関)のようなものを、国家予算で設立して、技術者、弁理士、あるいは弁護士等を十分抱えた組織の設立を検討すべき。(42松見委員)
- 日本のどこかに相談できるメカニズムがあれば非常にありがたい。(42岡田委員)
- 外部からの登用する**知財人材の処遇**について:知財マネージャー、事業化推進マネージャーの**タイトル**をどうするか(産学連携教員? 特任教員? 専門職?)年限雇用か長期雇用か。(41岡田委員)

- 大学運営にとって大学からの知財費用の持ち出しが重荷である。(41 岡田委員)
- 分野融合した知財や、いろいろ学学連携を推進するために積極的に知財として特許出願の支援をJSTで行う等、融合の成果が出やすいような環境整備が必要。(41本田委員)
- 大学等は**実用化を念頭**に置いた出願が必要(**企業との連携**)。(41荒井委員)
- 日本全国の大学押しなべて一様に対応する必要があるのか。企業は選択と集中をやっており、大学も役割を明確にして、資源配分を明確にすることが重要。(42三原委員)

#### ○参考キーワード

- 国家プロジェクト、大規模取り組み、ハイインパクト研究開発、日本の強みの強化、低炭素経済、少子高齢化社会、全国知財戦略相談窓口機関(42.5松見委員)
- 総合プロデュース機能、産学間相互理解、総合相談窓口、理科離れ防止(42.5 野間口委員)

### 3-1-1知的財産体制の整備

#### <基本認識>

今後とも国際的な活動又は地域における異分野融合等の特徴ある産学官連携戦略を十分展開できるような体制の整備について積極的に支援していく必要がある。また、依然として知的財産体制が脆弱な大学等もあり、体制整備に関する支援の継続を適切に行うことも必要である。なお、その際、各大学等の多様な状況や役割も見据えた上でメリハリの利いた適切な資源配分を行っていくことが重要である。また、大学等においては、特に規模の比較的小さい大学等においては、知的財産の創造・保護・活用のいずれの段階においても目利きが重要であり、そのために誰もが弁理士や弁護士等に相談等をタイムリーかつ簡便にできる仕組みを強化する必要があり、今後その状況を見た上で、必要により相談体制のさらなる強化についても検討することを考慮すべきである。

また、大学等とTLOとの一本化や連携強化が進んでいるが、産学官連携機能や技術移転機能が最適に発揮できるよう、その分野融合や学・学連携等の多様性も考慮した上でさらなる促進を適切に図っていく必要がある。

## ＜具体的施策＞

- 大学等、TLOの知的財産戦略等の産学官連携活動が持続的に展開されるように、平成21年度も引き続き、大学等の主体的かつ多様な特色のある取組みのうち、国際的な産学官連携体制の強化や国公立大学間連携等による地域の多様な知的財産活動体制の構築等、国として政策的観点から積極的に促進すべき活動を重点的に支援する。その際、支援対象となる大学等における適切な目標を設定し、その到達度の評価を実施し、その結果や大学等の役割等考慮にいれつつ適切な資源配分に努める。(文部科学省)
- 平成21年度も引き続き、大学等、公的研究機関、中小企業、地方公共団体等において、訴訟や国際交渉等の高度な知的財産への対応がよりの確にかつ効率的に行われるようにするため、(独)科学技術振興機構の技術移転総合相談窓口や知財駆け込み寺等による相談機能の充実を図り、必要に応じて適切な措置を講ずる。(文部科学省、経済産業省、関係府省)
- 大学等の知的財産体制の整備の多様化や知的財産活動の効果や効率をより高める等のために、平成21年度も引き続き、大学等における知的財産本部等の整備状況や活動状況について調査・分析し、その結果に基づき必要な対策を行う。(文部科学省、関係府省)
- 平成21年度も引き続き、知的財産の視点から研究を促進及び研究成果を的確に知的財産権化でき、かつ権利化が必要なものはより質の高い特許出願ができるように、例えば、研究者を知的財産担当者が随時訪問することや研究チームの中に研究成果の特許化等を検討する者を加えること等により、研究者と知的財産担当者のコミュニケーションをより緊密に行うことを、シンポジウムや研修会等で紹介し、普及を図る。(文部科学省、関係府省)

## ○ 過去の施策

### 相談、紛争

- (2008) 平成20年度から、知的財産の視点から研究を促進及び研究成果を的確に知的財産化でき、かつ権利化が必要なものはより質の高い特許出願ができるように、例えば、研究者を知財担当者が随時訪問することや研究チームの中に研究成果の特許化等を検討する者を加えること等により、研究者と知財担当者のコミュニケーションをより緊密に行うことを事例を示す等して促す。(経、文、関)
- (2006) 大学等が知的財産権に関する紛争を未然に防止し、紛争が生じた場合に円滑に解決するため、弁護士や弁理士等専門家への相談体制の整備等の法務機能強化を促すとともに、平成18年度中に、科学技術振興機構(JST)に紛争解決相談窓口を設置し、その存在を大学等に広く周知する。(文)
- (2007) 科学技術振興機構(JST)に設置した紛争解決相談窓口が、知的財産権の紛争が生じた大学等に対し行う支援の内容(事態を明確化するために必要な調査や弁護士や弁理士等の専門家への相談支援等)を、平成19年度に大学等に広く周知する。(文)

(2008) 平成20年度から、大学の特許出願の「質」向上のため、大学の知財人材の質の向上、弁理士等知財専門家の活用促進に加え、JSTによる出願段階での知的財産の「質」の向上のアドバイス機能を高める。(文)

(2006) 大学の知的財産担当者、教職員等の実務能力を向上させるため、平成18年度以降も、各地の大学における知的財産の制度整備や出願・契約・紛争に関する相談等、日本弁理士会による自主的な支援活動を促す。(経)

#### 契約、共同研究

(2006) 平成18年度中に、大学と海外企業との間での国際的な共同研究契約等において生じる問題等の留意事項について、国内企業や海外大学が関係する場合も含め、調査を行い公表する。また、18年度以降、こうした国際的な契約等に対応するとともに海外への情報発信を強化し、大学による海外企業からの受託研究や共同研究を推進するための体制整備を進める。(文)

(2006) 共同研究や委託研究を円滑に推進し、研究成果の有効な活用が図られるよう、平成18年度中に、共有に係る特許について定めた特許法73条の運用実態を含め、共有特許のライセンスの現状や課題について調査する。(経)

(2006) 産学間での共同研究における契約内容や契約実務における運用をより柔軟かつ迅速に行うため、平成18年度中に、契約交渉の事例を整理して、分野別の契約モデルを作成し、それぞれの契約モデルの留意事項を含んだ研修の充実やその普及を図る。3. 共同研究契約の柔軟性と迅速性を確保する。(経、文)

(2006) 平成18年度中に、大学技術移転協議会と日本知的財産協会の協力を得て、共同研究における契約の柔軟化、迅速化をすすめるため、産学関係者による議論の場を提供するとともに、そこで得られた知見の普及に努める。(経、文)

(2007) 平成19年度中に、大学技術移転協議会等の協力を得て、大学等の知的財産活動において懸案となっている事例(共同出願契約、有体物の提供契約等)とその解決の方策を検討し情報交換する場を提供するとともに、国として取り組む事項がある場合は必要な措置を講ずる。(経、文)

(2008) 複数の大学・研究開発型独立行政法人による共同研究(ナショナルプロジェクトも含む)の成果の特許出願・知的財産管理及び活用を容易にするため、平成20年度から、鉱工業技術研究組合制度を見直し、所要の制度改正を行うことを含め、知的財産権の帰属および管理の一元化を可能にするための方策について検討を行う。(経、文、関)

(2008) 平成20年度も引き続き、大学・研究開発型独立行政法人等の有する先端研究施設の民間利用も含めた共用を促進するため、知的財産の取扱いや課金制度を含めた共用に係る体制の整備を図る。(文、関)

(2008) 技術フロンティアを開拓する研究に資金が適正かつ効果的に配分されるよう、平成20年度から、目的基礎研究(応用研究も含む)に関する競争的資金の研究課題の選定における選考の基準に知的財産戦略に関する項目を入れることとする。(関)

#### TLO

(2006) 平成18年度中に、大学知的財産本部とTLOとの多様な連携の形態を踏まえ、業務に関する評価・分析を行い、両者の一本化や一層の連携強化を含めた総合的かつ効果的な体制整備について検討し、公表する。また、各大学及びTLOが、それを参考に自らに最適な技術移転体制の構築に向けた検討を行うよう促す。(経、文)

(2007) 大学知的財産本部とTLOについては、その関係の多様性に配慮し、平成19年度から、既存の組織にとらわれないことなく、連携強化や一体化を促進する等、産学官連携機能や技術移転機能が最適に発揮できるよう、個々の事情に応じ体制の再構築を促進する。また、知的財産体制が脆弱な大学等や知的クラスターの国内及び国際的な産学官連携活動や地域企業の産学官連携活動を支えるための、大学と地域の連携、国公立大学間の連携、民間企業との連携、先進的な大学等の取組みの普及等の多様な取組みを促進する。(経、文)

(2007) 上記②に示す大学等やTLOの自主的な取組みを促進するため、参考となる事例に関する情報を収集し広く周知する。(経、文、関)

(2006) 大学の知的財産活動を充実するため、平成18年度は、技術移転等を一層効果的に進めるために、知的財産に関する人材ネットワークを構築し活用する大学・TLOの自主的な取組を奨励する。(経、文)

(2007) 大学知的財産本部による国際的な基本特許の権利取得、技術移転、共同研究契約、事業化支援、知的財産人材の育成等の広範な活動を促進し、国際水準に見合う産学官連携体制を整備し知的財産戦略が十全に展開されるよう、平成20年度以降も引き続き、知的財産の創出・管理・活用を戦略的、組織的に進める大学の主体的かつ多様な取組みを促進する。(文)

(2008) 平成20年度から、大学等、TLOの知的財産戦略等の産学官連携活動が持続的に展開されるように、大学等の主体的かつ多様な特色のある取組みのうち、国際的な産学官連携体制の強化や国公私立大学間連携等による地域の多様な知的財産活動体制の構築など、国として政策的観点から積極的に促進すべき活動を重点的に支援する。その際、支援対象となる大学等における適切な目標を設定し、その到達度の評価を実施する。(文)

## ○参考意見

- **大学の知財管理強化**は、ナショナルイノベーションシステムの透明性を高め、納税者に対する説明責任を果たせる仕組みとして効果を上げてきたが、連携相手として大企業と中小企業、国内企業と海外企業で異なる効果を生んでいる。またアカデミアの側にも**様々な影響**を及ぼしている。**効果をさらに高め、課題を解決できるように実態を把握することが重要**。(41渡部(俊)委員)
- 学位を取るためには、論文を出す、修了証書をもらわなければならないという関係があるので、逆に腰を据えて研究できる体制の人たちがどのくらいいるのかを一度調査や見直しをしたほうがよい(42本田委員)
- 流通性の高い研究機関の特許の質を高めるための**各知財部門の管理水準の向上**は重要である。(41渡部(俊)委員)
- **知的財産本部・TLOの再編強化(技術分野毎、産業毎)**をするべき。(41荒井委員)
- TLOは、**個別連携から集団的・組織的連携へと活動を広げるとともに、連合体を形成し、「限られた営業エリア」、「限られた取扱い知財」という現在の弱点を克服する方向を目指すようにするのはどうか？**広域連携や国際的な活動展開のためには、民間機関(商社、その他)との連携を強めるような補助施策を展開してはどうか。(41三木委員)
- TLOと民間企業との連携、さらにTLO間の連携、現在いろいろ進んでいるが、次のステージではLLP型の共同体、そして最終的には何らかの形で東日本、西日本とかある程度の動きやすいサイズのものに変化していく必要がある。(41三木委員)
- より競争力のあるTLOを存続させていくというように記載すべき。(42山名委員)
- 持ち株会社型のTLOもあってもよいのではないか。(42三木委員)

### 3-1-2知的財産戦略への取組強化

#### <基本認識>

大学等における知的財産をイノベーションに結び付けていくためには、まず大学等の知的財産に対して的確な目利きをして早期の活用に結びつけることが重要である。

また、実用化に関連する研究を行っている場合は、特に国費での研究である場合は、大学等としてまた個々の研究者においても、その研究開発成果たる知的財産の社会還元効

果を最大に引き出すために、研究開発成果を知的財産としてどのように保護・活用するかについての出口戦略を踏まえた研究開発を行うことの重要性を十分認識する必要がある。

そして、知的財産が創出された段階で、特許出願するか否か等を含めた社会への還元手段の峻別が迫られることになるが、その還元手段を迅速かつ的確に判断でき、かつこの知的財産を権利化する際にはより質の高い権利として保護等がなされるように、組織や人材面で十分に対応しておくことが必要である(なお、活用の可能性のない特許をむやみに出願や権利維持することは無駄防止等の点からも慎むべきである)。また、大学等は学会発表や学位論文発表があるため細切れに公表を余儀なくされる場合があるため、知的財産の保護制度や公表ルールが適切に整備・運用されるようにすることも必要である。

大学等の知的財産活動が活性化したことにより特許出願数は増加したもののそれに伴い特許関連経費が増大してきたこともあり、継続的な活動の推進のためにも特許出願の量から質への転換の推進をさらに図るべきである。また、基本特許につながる可能性の高い発明を多く生み出す大学等における海外出願は増加してきているものの、その将来の有用性から考えるとさらにグローバル出願率を高めるとともに、特に将来の発展可能性のある発明の海外出願ができるような支援の促進、さらに、権利行使や紛争に備えた対策にも配慮しておく必要がある。さらに、取得した権利の活用を推進するための方策、例えば、保有している権利の宣伝やライセンス業務を的確かつ容易に行えること等も重要である。

これらのためには、まず研究者や知的財産活動に携わる実務者のみならず学長等の大学等のトップへの知的財産への真の理解の向上に努めることも重要である。

## ＜具体的施策＞

- 大学等において創出される知的財産の権利化やその活用の必要なものが増大しているが、大学等は学会発表や学位論文発表があるため細切れに公表を余儀なくされる場合があるため、平成 21 年度において、大学等において知的財産権の確保の必要性等が検討され、権利化が必要な発明は特許出願等を済ませた上での公表を行うこと等のルール等の整備・運用が着実に行われるよう促す。(文部科学省、経済産業省)
- 平成 21 年度も引き続き、優れた知的財産を国際的に保護し、我が国の国際競争力強化や技術流出防止を図るため、科学技術振興機構(JST)等が実施する大学等やTLO等に対する海外特許出願経費の支援を充実させる。その際、近々の実用化の目途が立っていない基本発明についての支援についても配慮するようにする。(文部科学省)
- 大学等の技術の利活用を促進するために、平成 21 年度から、大学等の保有する知的財産権の内容を公開・宣伝するツール(例えば、開放可能特許が掲載された J-STORE((独)科学技術振興機構)や特許流通データベース((独)工業所有権情報研修館)等)を、各種会合等を通じて企業等に周知し利活用を促す。(文部科学省、農林水産省、経済産業省、関係府省)
- 海外に大学等の知的財産をライセンスすることが増大しており、それを戦略的に活用する必要があることから、大学等が保有する知的財産を海外にライセンス等の際の参考となるガイドラインや事例をまとめるべく、平成 21 年度において、調査研究を進める。(文部科学省、関係府省)
- 平成21年度も引き続き、大学等のトップ等への知的財産への理解の向上を図り大学等における知的財産戦略の向上を図るため、大学等のトップ等に対して知的財産に関する現状認識や制度、施策等の普及・啓発を行う。(文部科学省、経済産業省)

## ○過去の施策

### 権利帰属、守秘義務

- (2006) 産学の共同研究等に参画するポストドクターや学生の位置付けの明確化を進めるため、平成18年度中に、共同研究等におけるポストドクターや学生による発明の権利の帰属や守秘義務等に関する大学の規則等の整備状況やその運用実態について調査を行い、公表する。(文)
- (2007) 共同研究等にポストドクターや院生・学生が参加した場合の知的財産権の帰属や守秘義務等について、大学等がルールを整備するうえで参考となる事例や留意点等を整理した基本的考え方を平成19年度中にとりまとめ、周知する。(文)
- (2008) 平成20年度から、共同研究等にポストドクターや院生・学生・留学生が参加した場合の知的財産権の帰属や守秘義務等について、平成19年度に実施した、大学等がルールを整備する上で参考となる事例や留意点等について

の調査結果を普及・周知する。(文)

#### 利益相反

(2006) 大学の利益相反ポリシーや規程等の整備と、その確実な運用を図るため、平成18年度中に、各大学の規程の整備状況及びマネジメントの運用状況について調査を行い、公表する。(文)

(2006) 医学分野における利益相反マネジメントの判断基準を明確化するために、平成18年度中に、平成18年2月に公表した「臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン」の周知を図る。また、それを受けて得られた利益相反マネジメントに関する具体的なノウハウ等についての事例研究を行い、その結果を周知し、大学等における利益相反ポリシーやマネジメント体制の整備を促す。(文)

#### 研究ライセンスに関する指針

(2006) 研究における知的財産権の使用の円滑化を図るため、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」(平成18年5月)の基本的な考え方を、平成18年度中に、大学等に対し広く周知し、大学等の研究の場において適切な運用が行われるよう、その普及に努めるものとする。また、必要に応じて研究ライセンスのための簡便な書式のモデル例や先行事例集を作成し公表する。(総科、経、文、農、厚、関)

(2006) 上記指針に関する大学等における取組の進捗に応じて、平成18年度以降、大学等における研究ライセンスに関するポリシーや規程の整備状況、研究ライセンスの利用や管理の状況について調査し、総合科学技術会議に報告する。(総科、経、文、農、厚、関)

(2007) 平成18年5月に策定した「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」及び上記①の指針による効果等を注視しつつ、平成19年度以降、大学等や民間企業の試験・研究で用いられる特許権の特許法上の取扱いについて、国際的な議論の動向や各国の対応等を踏まえて検討し、必要に応じて法改正を含めた措置を講ずる。(経)

#### 費用

(2008) 平成20年度も引き続き、知的財産管理の基盤を強化するため、大学等と産業界との連携の強化及び大学の特許出願やその維持管理等に係る費用を適切に確保するため、間接経費の必要な額を充当することに努める。(総科、経、文)

(2006) 優れた知的財産を国際的に保護し、我が国の国際競争力強化や技術流出防止のため、平成18年度も引き続き、科学技術振興機構(JST)等による大学やTLOに対する海外特許出願経費の支援を充実する。なお、JSTが支援する出願を選定するにあたっては、JSTによる調査に加え、申請する大学等も出願する発明の特許性の事前調査を行うよう促す。(経、文)

(2007) 基本特許の国際的な権利取得を効率的、効果的に進めるため、科学技術振興機構(JST)が大学やTLOの海外特許出願経費を支援するにあたっては、平成19年度から、JSTによる調査に加え、申請する大学等による事前調査や公的費用の一部自己負担を求め、より特許の質を重視した重点的支援を行う。その上で、平成20年度にこれら権利取得のための取組みを促進する。(文)

(2008) 平成20年度から、都道府県等の中小企業支援センターを通じた中小企業の外国出願費用に対する助成事業が開始されるので、その着実な実施及び支援の充実に努める。

また、平成20年度も引き続き、科学技術振興機構(JST)からの大学やTLOへの海外での特許権の取得のための費用等の支援については、知的財産戦略上国内出願よりも先に海外出願を行うことが望ましい場合もあることから、国内出願のみならず外国出願に基づく優先権主張を伴う国際特許出願を支援の対象としていることを周知するとともに、権利強化のための助言等をして、海外においても強い特許権を取得することができるようにする。



さらに、必要な知的財産(出願)を必要な外国で戦略性をもって権利確保できるようその支援の充実に努める。(経、文)

(2006) 大学等に対する特許料等の減免措置に関し、発明者にポストドクター、大学院生・学生、他大学等の研究者が含まれる場合や、TLOから大学へ権利移転する場合等について減免を可能とするため、平成19年の通常国会に向けて作業を進め関連法案を提出する。(経)

#### 調査・分析

(2006) 大学が、特許出願時や審査請求時に発明を適正に評価し選別することにより、知的財産の適正な管理を行う参考とするため、平成18年度中に、大学での実務の現状を調査し、解決すべき課題や優れた実務の事例について公表する。(経、文)

(2007) 平成19年度から、各種研究開発事業等により生み出された大学等の優れた研究成果について、知的財産等に関する専門能力を活用した応用・発展性に係る評価分析の支援等を行うことにより、切れ目なく研究開発を進展させ実用化につなぐ仕組みの構築を推進する。(文、関)

(2007) 大学等において開発されたソフトウェアやデータベース等の適切な権利保護や流通を行うため、管理の現状や課題、規則等の整備状況や運用実態について、平成19年度中に調査を行い、その結果に基づき、これらの取扱いに関する学内ルールの策定や円滑な管理を促進する。(文)

(2006) 国立大学法人の保有する技術の移転を促進するため、平成17年3月に作成した「国立大学法人及び大学共同利用機関法人が寄付及びライセンス対価として株式を取得する場合の取扱いについて(通知)」を引き続き大学等に周知する。また、平成18年度は、大学における株式やストックオプションの取得に関する学内規則の策定を促すとともに、株式等の取得から売却までの一連の行為を円滑に行うためのガイドライン作成のための調査研究を行い、公表する。(文)

#### ○参考意見

- 大学は特許の内容をもっと**宣伝**すべき。(41荒井委員)
- 海外へのライセンスにあたり、パテントロールの問題等をどう回避するかのかの検討が必要。(41本田委員)
- 日本での税金で出た研究を、十分な評価をせずにそのまま海外に移転してそれを成功例と言うのはいかなものか。海外に技術移転する場合の、何らかのメルクマール等考え方の原則等を示す必要がある。(41森下委員)
- 企業と大学とでの大きな違いは、学会発表や学位論文発表等で途中段階で公表することは、特許という視点からすると、一旦その段階で区切りをつけなければならないという側面がある。一方、企業では、きちんとした特許が取れるデータがまとまった段階で出願することができるが、大学はそれがなかなか難しい。(42本田委員)
- 大学の**海外出願支援を強化**する。(41荒井委員)
- 大学から見ると、大学発ベンチャーは民間の企業ですから別に淘汰されなさいということも必要ない。(42渡部(俊)委員)

### 3-1-3知的財産人材

#### <基本認識>

大学等においても知的財産戦略の基盤となる、知的財産人材、特に今後は活用面にも知見を有する人材の育成・確保が極めて重要である。

#### <具体的施策>

○オープンイノベーションが進展し知的財産の活用がますます重要になってきているため、平成21年度以降において、知的財産の特に活用面での教育や研修の充実(例えば、研究開発戦略・事業戦略立案担当者への知的財産戦略に関する研修、大学等への実務家教員の配置の拡充等)を促進する。(文部科学省、農林水産省、経済産業省)

#### ○過去の施策

##### 知財教育

(2006) 平成18年度も引き続き、医学・歯学・薬学を含め広く理系等の学生に対して、学部の段階で、知的財産の基礎について学ぶ機会をつくるよう促す。(文)

(2008) 平成20年度も引き続き、知財人材の育成や確保を強化する取組みを継続する。大学等において、知的財産関係のカリキュラムの充実・工夫(例えば、知的財産関係科目の開設や受講の拡充、実務家教員の受入れ、産業界と連携したプログラム開発)や外国人も含めた知財人材育成確保に関して自主的に取組むよう促していく。(文、関)

(2006) 平成18年度も引き続き、知的財産専門職大学院において、企業における知的財産担当者も含め、広く知的財産に携わる専門家を目指す者に対する体系的な教育プログラムを施し、知的財産ビジネスを多方面で支援できる知的財産専門家の育成を促す。また、知的財産専門職大学院に限らず、こうした教育プログラムを有する法科大学院や知的財産関連の大学院等の自主的な取組を促す。(文)

(2007) 大学や大学院における知的財産に関する授業の様々な形態別の実施状況や課題を平成19年度中に調査し、内外の大学等との提携を含め、知的財産教育が広く普及することを促進する。(文)

(2006) 知的財産マネジメントを学ぶ学生が、教育の一幹として、知的財産マッピングを体験できる安くて使いやすいソフトを開発して大学に提供する。(経)

(2006) 大学の知的財産担当者の管理能力向上のため、大学知的財産本部で得られたノウハウの普及や目利き人材育成の支援を引き続き行うとともに、平成18年度は、大学知的財産本部が未整備の大学に派遣する知的財産専門家の業務に、先行技術調査、発明の評価、権利化、ライセンス活動等を取りまとめた知的財産管理マニュアル等を用いた指導を含める。(経、文)

(2006) 我が国の国際競争力の強化を図るためには、直ちに実用化の目処はなくとも将来有望となる可能性の高い大学発の基本発明を、大学自らの判断で国際的に権利取得・活用することが不可欠である。このため、平

成18年度以降、こうした貢献が期待されるモデルとなる大学知的財産本部に対し、知的財産専門人材の育成・確保等の国際機能の強化を図り、知的財産の戦略的な権利取得・活用に必要な取組を推進する。(文)

#### ライセンス、契約、TLO

(2007) 大学と海外企業との間での国際的な共同研究契約等において生じる紛争を防止するため、契約の際の留意事項に関する調査結果に基づき、大学が国際的な共同研究契約を結ぶ際に活用できるよう、平成19年度中に、研修等を通じて普及を図る。(文)

(2006) TLOの知的財産人材のライセンス交渉能力等を向上するため、平成18年度中に、スーパーTLOによる知的財産人材の育成について分析を行い、その結果をもとに、スーパーTLOを通じた知的財産人材の育成のための効果的な施策を充実する。(経)

(2006) TLOの知的財産人材の育成のための研修について、平成18年度中に、育成対象者の経歴や他の研修の受講経験等も考慮し、多様な人材育成プログラムの提供を支援する。(経)

#### インターンシップ

(2006) 産学の連携により、企業現場等の実践的環境を活用したインターンシップを推進する。平成17年度から実施している大学院段階での長期インターンシップの推進に関する事業の対象を平成18年度から博士(後期)課程にも拡充し、大学等における人材育成機能の充実・強化を図る。(文)

(2007) 各大学において、より実践的な研究人材等、知的基盤社会を多様に支える高度専門人材を産学の協働で育成するため、平成19年度も単位認定を前提とした長期インターンシップ体系の構築を支援し、その普及を促進する。(文、関)

#### 弁理士

(2006) 技術系の優れた人材が、知的財産の専門家を目指すインセンティブを高めるため、平成18年度中に、知的財産関連の大学院の学生に対する弁理士試験科目の一部免除の是非を含めて、弁理士試験制度の検討を行い、必要な措置を講ずる。(経)

(2006) 平成18年度中に、大学からの出願等の代理の授権に伴い生じるコンフリクト等の問題について、会員の認識を深めるため、日本弁理士会による研修を促し、弁理士側の適切な対応を図る。(経)

#### 情報検索

(2006) 大学による特許情報の活用を促進するため、平成18年度中に、特許情報データベースを用いて、学生や研究者による特許情報の利用を進めている大学の取組を、先進的な事例として広く大学等に周知する。(経、文)

(2006) 大学研究者等により特許情報が効率的かつ効果的に活用できるよう、特許庁審査官が有する検索ノウハウをベースにした実践的な検索実務に関する研修を、平成18年度から大学研究者等を対象に実施する。(経)

#### その他

(2007) 特許だけでなく、ソフトウェア等を含め知的財産全般についての大学研究者等の認識向上を図るため、これら知的財産の管理や活用についての先進的な事例や研究者等が留意すべき事項を平成19年度中に収集し、広く提供する。(文)

(2007) コンテンツ等の自然科学と人文・社会科学の融合分野において、国際性や知的財産の知識を持つ人材は重要であり、平成18年度も、こうした点も踏まえ、デジタル技術を背景とする論理的思考能力と芸術的な表現能力を兼ね備えた人材育成の取組を支援する。(文)

## ○参考意見

- 第1フェーズ、知的財産本部整備事業、TLO政策いろいろなことで第1フェーズを過ぎたわけですが、知財の支援人材の能力開発が必要。新しいフェーズにあわせた能力開発が必要。(41三木委員)
- 大学の先生の研究者が、欧米等の外国の機関とのやりとりの中で、知的財産の取り扱いについて、不慣れな点が非常に多いと思われるので、それについての体制整備、仕組みについて、今から十分に準備しておく必要がある。(42)西山委員
- 大学の研究者が海外の研究者とコミュニケーションする際に、各段階で必要な英文の契約書の書式が大学、TLO等に整備されていれば、最初の段階から秘密保持契約、共同研究開発契約、お互いの持っている資料、マテリアルを使うときの必要な契約等も、簡単に書式A、B、Cという形で迷わずに使えるような環境整備をすることが研究者の助けになるのではないか。(42林委員)
- 出口戦略を考える人材に関して、企業から大学等にはよく入ってきますが、その中に外人のビジネスマンや弁護士がどんどん入ってきて、海外との交流がさらに進むような仕組みが必要。(42渡辺(裕))
- 知財関係の人材育成は、「法律」と「技術」がキーワードとなることが多いが、むしろ昨今の状況を見ると、「技術」より「ビジネス」の方が重要になってきている。企業では社内にその専門分野の部門があって協力して物事を考えられるが、そういう部門を持たない大学や研究機関、ベンチャーではこのような人材(知識・経験レベルの優先順位: ビジネス>知財関連の法律>技術)が必要である。その方策を採っていなかったために、大学では出てきた発明をどうしていいのかわからず、またベンチャーも大手企業に売り込む方策を持つことが出来なかったと思われる。ここを強化すれば、イノベーション創出・事業化のベースも強化されるのではないか。例えば、投資する人たちも更に技術や知財を理解し、ベンチャーを支えてくれるようになるのではないか。当初は国内外からのビジネスに強い人材の投入で対応し、長期的にそのような人材が育成できる環境整備を合わせて推進していくことが肝要。(42.5渡辺(裕)委員)

### 3-1-4知的財産情報

#### <基本認識>

知的財産情報の活用は、知的財産の創造・保護・活用のいずれの段階においても知的財産戦略策定のためのベースとなるため、特許電子図書館(IPDL)、リサーチツール特許等統合データベース(RTDB)、特許・論文情報統合データベース、関連する特許と論文等をリンク・分析する新しい仕組み(J-GLOBAL)等の知的財産情報検索システムの充実・利活用のさらなる促進(例えば、図書館等への普及)が重要である。

#### <具体的施策>

○大学等や地域における知的財産情報の利活用をさらに推進するため、平成 21 年度か

ら、大学等の附属図書館や公立図書館等における知的財産情報の利便性をより高める工夫(例えば、図書館のホームページのトップに特許電子図書館(IPDL)のリンクを張る)を行うよう大学等や公立図書館等に促す。(総務省、文部科学省、関係府省)

## ○過去の施策

### 特許論文統合 DB

(2006) 大学等における研究において特許情報は論文情報と共に重要であり、また、特許情報は広く公開され科学技術の進展に寄与するという公共財の性格を有している。このため、大学等の利用者が特許公報データに直接アクセスできるシステム(公報データに不変のアドレスが付与されたシステム)を早急に開発し、これを受けて、平成18年度中に、大学等における運用を開始するとともに、その普及を促す。また、このシステムの運用を踏まえ、論文情報と特許情報とを統合した検索システムについて改善を図る。(経、文)

### パテントマップ

(2006) 大学における研究テーマの選定や研究活動において、パテントマップを有効に活用し、研究開発を効率的、戦略的に進めるため、平成18年度中に、民間企業や大学が作成したパテントマップの事例やパテントマップ作成のノウハウ等を整理して大学に提供する。(経)

(2007) 研究テーマの選定等、研究で使用するための使いやすいパテントマップ(注2)作成のためのソフトを平成19年度中に開発し、大学等に提供する。また、パテントマップを使えるように開発したeラーニングソフトを普及する。(経、関)

### 利用促進、活用

(2007) 大学等の研究現場での特許情報の利用を促進するため、大学等での使用や機能向上が容易にできるよう工夫された特許情報検索ソフトとその活用手引きを、平成19年度に、工業所有権情報・研修館から大学等に無料で広く提供する。また、当該検索ソフトを研究者が機能向上したものを相互に公表する場を設け、改善された検索ソフトの広範な利用を促進する。(経)

(2007) 平成19年度以降、現在大学等に限って提供されている特許情報の固定URLサービス(注1)について、要求されるシステム性能等に関する実証調査を行った後に、その提供範囲を一般にも順次拡大する。(経)

## ○参考意見

- 大学等の附属図書館、公立図書館等のホームページのトップページに「特許電子図書館(IPDL)」のリンク窓口をおき、知財の調査ツールを研究者・学生・その他の人材にとって身近にしていけることが大事で。こうした取り組みを進めることは、副次的に図書館等の人材の知財意識を高め、将来は各地の図書館が主催する知財セミナー(コンテンツや著作権も含む)に発展させることもできる。(41三木委員)
- 公立図書館等の役割も非常に大きいですが、まだIPDLのリンクを張っている公立図書館が少ない。(42三木委員)